

# 小田原市立下府中小学校いじめ防止基本方針

平成26年（2014年）3月28日策定

平成28年（2016年）6月24日一部改定

平成30年（2018年）5月 8日一部改定

## 【改定の経緯】

いじめ防止対策推進法の施行から4年が経過し、平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、平成29年11月に県の「神奈川県いじめ防止基本方針」並びに、平成30年3月に「小田原市いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、その内容を反映させるために、本校の基本方針も改定することにした。

## 1 いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方

### （1）いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めます。

### （2）いじめに対する基本認識

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- ①いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- ②いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。（国立教育研究所「小中学生への6年間のいじめの追跡調査」仲間はずれ、無視、陰口～された経験がある…9割、した経験がある…9割）
- ③いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- ④いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級等の所属集団の構造上の問題です。
- ⑤いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で子どもを見守ることが必要です。
- ⑥いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

### (3) いじめ対策の基本理念

- ①「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を共有します。そして、全ての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- ②いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- ③いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、子どもたちの周りにはいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、家庭や地域住民、関係機関等が連携して取り組みます。
- ④全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- ⑤いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めます。

## 2 いじめ防止等に関する内容

「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組みます。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない意識の醸成のために、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ①子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育みます。また、「いのち」の大切さを感じ得られるよう、各学年段階に応じた「いのちの授業」を実施します。
- ②下府中小学校の校訓の一つである「友愛」の成り立ちを語り継ぎ、「他者や弱者を思いやる心」を引き継げるよう、朝会講話や学級指導を行います。
- ③体験活動や特別活動の充実を図り、子どもたち一人ひとりに、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めます。
- ④他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- ⑤児童が周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ⑥「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。
- ⑦児童がいじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ⑧「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ①いじめの早期発見に向け、全職員が日頃からアンテナを高く張り、子どもたちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応がとれるよう資質や能力の向上を図ることに努めます。
- ②毎月末の25日を「下府中ニコニコの日」として、「ニコニコアンケート」を実施し、子どもたちの状況の把握や教育相談の実施に努めます。また、いじめの疑いや相談があった場合は、迅速かつ真摯に対応します。
- ③けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するように努めます。
- ④アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- ⑤教育相談等で得た児童の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

## (3) いじめの早期解決のための取組

- ①いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないよう、「児童指導・いじめ対策委員会」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況について市教育委員会に報告します。
- ②暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- ③いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ④教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ⑤いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処します。また、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組みます。

## (4) いじめの解消

- ①いじめを行った児童に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- ②いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- ③学級担任等は、学級等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。

- ④いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断とすることはできません。いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。

\* いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

## （5）家庭との連携

- ①PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童の様子を見つめるために気を付けるポイントを紹介するなど家庭への啓発を行います。
- ②学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡帳や電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- ③子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。
- ④いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

## （6）関係機関との連携

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- ②いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- ③「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

## (7) 地域との連携

- ①いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、地域が連携して対応します。
- ②いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進を図ります。
- ③地域の関係団体等と学校の抱える課題を共有するなど、地域ぐるみで子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことに努めます。また、いじめ防止の取組を学校評価の項目に位置付け取組の改善に努めます。

## 3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

### (1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に「児童指導・いじめ対策委員会」を常設します。

### (2) 組織の構成員

#### 《校内構成員》

校長・教頭・教務主任・児童指導担当・教育相談コーディネーター・養護教諭・当該学年

#### 《必要に応じて要請する校外構成員》

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・教育委員会教育相談員・主任児童委員 その他

### (3) 組織の役割

主な役割を次のとおりとします。

#### 【未然防止】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

#### 【早期発見・事案対処】

- いじめに関する通報及び相談への対応
- いじめや問題行動等に係る情報の収集
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- いじめ事案に係る記録と情報の共有
- いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者に対する情報提供 等

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- いじめに関する児童、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

## 4 重大事態への対処について

### (1) 重大事態の判断

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

- ①いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・自殺もしくは自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

上記以外に、児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

### (2) 重大事態発生の調査・報告

在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、緊急の「児童指導・いじめ対策委員会」を開催し、事実関係の調査を行います。また、調査にあたっては、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

併せて、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生及び調査結果について報告します。

いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童の影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。

#### 【関係する専門機関】

- 小田原警察署生活安全課少年係  
小田原市荻窪350-1 小田原警察署内電話32-0110
- 神奈川県警察本部少年相談・保護センター県西方面事務所  
小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階電話32-7358
- 小田原児童相談所  
小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階電話32-8000 (代)
- 小田原市青少年相談センター  
小田原市城山4-2-11 電話23-1482
- 小田原市教育委員会教育指導課相談電話  
小田原市荻窪300 小田原市役所5階電話33-1729

#### 【学校からの報告等窓口】

- 小田原市教育委員会教育指導課指導係電話33-1684